

高知大学大学院総合人間自然科学研究科の長等に関する規則

平成 20 年 3 月 26 日
規 則 第 83 号

最終改正 平成 27 年 1 月 28 日規則第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 40 条第 2 項、第 41 条第 2 項、第 42 条第 2 項及び第 43 条第 2 項の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科（以下「研究科」という。）に置く研究科長、副研究科長、専攻長及び副専攻長（以下「研究科の長等」という。）に関し必要な事項を定める。

(研究科長)

第 2 条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、学長が指名し任命する。
- 3 研究科長は、研究科の運営を統括する。
- 4 学長は、研究科長が次のいずれかに該当するとき、その他研究科長たるに適しないと認めるときは、役員会の承認を得て研究科長を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。

(副研究科長)

第 3 条 研究科に、副研究科長を置くことができる。

- 2 副研究科長は、研究科専任の教授のうちから、研究科長が指名する。
- 3 副研究科長は、研究科長の職務を補佐し、研究科長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専攻長)

第 4 条 専攻に、専攻長を置く。

- 2 専攻長は、専攻会議の推薦を受けた当該専攻専任担当の教授のうちから、研究科長が指名し学長が任命する。
- 3 専攻長は、専攻の運営を統括する。

(副専攻長)

第 5 条 専攻に、副専攻長を置くことができる。

- 2 副専攻長は、当該専攻専任担当の教授のうちから、専攻長が指名する。

3 副専攻長は、専攻長の職務を補佐し、専攻長に事故があるときは、その職務を代行する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、研究科の長等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月28日規則第43号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。